

2009年10月9日

日本原子力研究開発機構理事長 岡崎 俊雄様
東濃地科学センター所長 吉田 東雄様

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜

抗 議 文

2009年9月20日付中日新聞 岐阜県内版「知の探険 地下知る技術を開発」における東海林東濃地科学センター所長（以下、「所長」）の説明内容が事実と反することから抗議し、発言の撤回を求めます。

岐阜県東濃地域は1986年以来今日まで、23年間も日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」）によって、高レベル放射性廃棄物処分の研究目的で地下調査され続け、日本で高レベル放射性廃棄物地層処分のための地下調査が最も進んだ地域です。さらに今後も地下調査が継続すること、加えて資源エネルギー庁が高レベル放射性廃棄物処分場（以下、「高レベル処分場」）の精密調査段階に必要な地下施設は「法的には核燃料サイクル開発機構の施設を原環機構が利用することも可能だが、今のところその予定はない」と2001年7月11日に土岐市議会研究学園都市対策委員会で説明し【資料-1】、傍聴して確認しました。つまり原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」）が求め、県と瑞浪市が手順を踏んで応じれば、超深地層研究所は1995年12月の四者協定とは関わりなく、高レベル処分場のための地下試験施設として使用し、調査や試験期間を短縮できます。

各地で高レベル処分場が拒否される現実、超深地層研究所による交付金を受け取っている地域であること、加えて上記の理由などから、私たちは超深地層研究所の周辺の広範な地域及び岐阜県内が高レベル処分場にされる可能性が高いと考えて、国による文献調査の申し入れや自治体の応募を強く警戒しています。

一方、私たちは超深地層研究所とその用地は多数のボーリング調査によって、地下水の移動経路を多数つくってしまっているため、用地を高レベル処分場にできるほど高レベル放射性廃棄物処分に対して楽観的な考えは持てません。

高レベル処分場はNUMOが2002年12月以来、全国全ての自治体と議会に3回も文献調査への公募関係書類を送り、応募を促しています。

一方、原子力機構は研究機関であり、処分場にするしない、なるならないを言う権限はありません。従って特定の地域が処分場になることがありうるか、あり得ないかについて言う権限もありません。

ところが2009年9月20日の中日新聞 岐阜県内版「知の探険 地下知る技術を開発」で所長は「地理上や坑道の構造上もあり得ない」と断定しました。関係部分を抜粋します。

「研究後の跡地はどうするのか」という問題はまだ解決していない。市民らは「なし崩し的に処分場に転用されないか」と懸念するが、東海林所長は「処分場にしない協定を瑞浪市と結んでいるし、地理上や坑道の構造上もあり得ない話」と強調する。(下線は提出団体)

1. 協定に関して

原子力機構が協定を遵守するのは当然ですが、そもそも研究機関である原子力機構には処分場にするしないを決める権限はありません。

一方、先に2001年7月11日の資源エネルギー庁の土岐市議会研究学園都市対策委員会での説明を引用したとおり、NUMOが超深地層研究所を精密調査段階での地下試験施設として提供を求め、県と瑞浪市が手順を踏んで応じれば、四者協定とは関わりなく判断することができます。原子力機構は時間の経過と状況の変化の中で、一筋縄では行かない現実を率直に直視すべきです。

2. 「地理上や坑道の構造上」の内容

「地理上や坑道の構造上」の内容が不明確であるため、東濃地科学センター地域交流課に所長の説明内容を確認したところ、

「地理上」とは、大きくて重い遮蔽容器を陸上運搬するには道路の整備も必要になるので、ここでは現実的にはあり得ないと話した(概略)とのことでした。

この説明は、海岸に近いところが高レベル処分場の適地で、海から離れた内陸部は道路の整備が必要となり、不適地であると説明したことと同じです。

しかし、法律に示した要件は第3章第6条3項2
文献調査対象地区において

- ・地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと。
- ・将来にわたって、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれること。

のみです。

NUMOの公募関係書類「放射性廃棄物の地層処分事業について～公募のご案内～」9ページには「処分施設の建設に適した場所は、全国に広く分布しています」として、「地理的には内陸部、沿岸部、地形的には山地、丘陵、平野」で処分施設建設が可能であることを図示しています【資料-2左頁】。

滋賀県余呉町、高知県津野町も内陸部や山地ですが、応募検討時の資源エネルギー庁の説明には、輸送の点で問題があるなどの指摘は一切ありませんでした。

政府やNUMOが公開している高レベル処分場の要件の主なものは、火山の中心から15^{km}離れていることと、活断層の影響に限定しています。更に地域に限定した調査事項が付加され、付加の最後6番目に「輸送に関する事項」が位置づけられていますが、それは絶対条件でないことは、余呉町、津野町の例から明らかです。

しかるに所長の説明は、高レベル処分場は海岸付近または運搬に便利で道路整備が少なく済む地域に限定されているかのごとき、誤った考えを流布させます。この説明は事実と反しています。

「坑道の構造上」とは、研究所の坑道は研究する上で必要な大きさを確保する設計になっている。実施主体が考える処分坑道とは全く違う（概略）、との回答でした。研究用の坑道と処分坑道の大きさの比較は、意味がありません。

一方、所長は坑道の大きさ以外に、海外では高レベル放射性廃棄物搬入坑道がスパイラルであるのに対し、研究所は立坑だからその意味でも違うと説明したことも、確認しました。

NUMO の応募関係資料には、立坑とスパイラルによる図が示されています【資料 - 2 右頁】。原子力機構は NUMO と国の安全規制のために研究データを渡します。その立場にある原子力機構が、搬入坑道はスパイラルが適切で、立坑は適さないと本気で考えているのでしょうか。それにも関わらず立坑建設を続けるのでしょうか。この説明は自己矛盾、かつ立坑が適さないかのような説明は事実と反します。

1999 年 6 月にも東濃地科学センターは「東濃地域が処分場にならない理由」を作成し、説明会で使用しました【資料 - 3 、 4】。ところがこの時も、「処分場の話しをするのは権限外だと承知している」と地域交流課長は語りました。この文書に対し、放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜は 1999 年 9 月、文書の撤回を求めています。撤回しません【資料 - 4】。そしてまた、今回、事実と反する説明が表面化しました。

その上、地域交流課による今回の電話回答で「私たちは……のように説明しています。」という言葉が繰り返し使いました。このことは所長だけでなく職員も日常的に説明として使っている可能性を示すものです。

以上のような事実と反する説明に抗議し、発言の撤回を強く求めます。あわせて、組織として今後このような発言を繰り返さないことを強く求めます。

以上